

令和5年8月8日
マイナンバー情報
総点検本部会議資料

マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ

1. はじめに

マイナンバー制度は、国民の利便性向上と行政の効率化を進め、より公平・公正な社会を実現するためのデジタル社会の基盤として2015年に導入された。

行政機関等の中で情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことで、児童手当の申請など約2,500手続で住民票の写しや課税証明書等の添付書類が省略可能となり、国民の皆様が各種書類の取得のために市役所に出向くことや、取得した書類を提出するといった負担が軽減されている。

今般、マイナンバーカードの普及が急速に進み、マイナポータルなどカードの活用機会が広がった一方、複数の制度において、制度側で管理する制度固有の番号とマイナンバーの間に紐付け誤りがあったことが明らかになった。

マイナンバー制度が、デジタル社会の基盤として有効に機能するためには、マイナンバーがそれぞれの事務で正しく本人の情報に紐付けられていることが必要である。各制度が持つ自分の情報が誤って他人のマイナンバーに紐付けられている場合、各制度の事務に支障が生じ、マイナポータルで自己情報を確認しようとする際、各制度に関する自分の情報ではなく、他人の情報が閲覧可能となり、情報の漏えいにつながるおそれがある。こうした事態が明らかになったことにより、個人情報保護の観点はもちろんのこと、多くの国民の皆様は、マイナンバー及びマイナンバーカード全般に対してご不安を与える結果となってしまった。

このため、政府としては、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度について、紐付けが正確に行われているか、総点検を実施するとともに、再発防止対策の実施及び国民の信頼回復に向けた対応を急ぎ講ずることとした。

第一に、総点検である。デジタル庁を中心として、関係府省と連携して政府全体で総点検（マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検）と再発防止を強力に推進するために、6月21日にマイナンバー情報総点検本部を設置し、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度について、紐付けが正確に行われているか、総点検を開始することとした。

総点検については、健康保険証など一部の事務で、先行して個別データの点検を開始するとともに、紐付けを行っている全ての事務の実施機関に対して、現場で行われている紐付け方法を確認し、個別データの点検が必要となるケースの整理を行った。本政策パッケージでは、以下において、その結果を総点検の中間報告としてとりまとめるとともに、引き続き、原則として秋までに個別データの点検を終了させるべく、総点検作業を続けていく。

第二に、再発防止対策である。今後、こうした紐付け誤りが再発しないよう、申請事務において申請者本人にマイナンバーを申請・確認していただくことを制度上も徹底するとともに、制度管理側でも正しい紐付け事務が行われるよう徹底するなど、再発防止のための仕組み作りを行っていく。

第三に、国民の信頼回復に向けた対応である。マイナンバーカードと健康保険証の一体化は、よりよい医療を受けることができるようデジタル化を進めることであり、医療DXの推進において基盤となる取組みである。健康保険証の廃止においては、国民の信頼回復と、デジタル化による利便性を理解いただくことが必要である。全ての国民が円滑に医療を受けられるようきめ細かい対応を徹底していく。また、マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）への移行に際しては、マイナ保険証のデジタル環境の整備やそのメリットを実感していただける実効的な仕組み作りに取り組むことにより、国民に選ばれるマイナ保険証にしていくことに全力を尽くしていく。国民の皆様にご迷惑を与えてしまった不安を払拭し、安心を向上するために、きめ細かな対応をとっていく。

更に、具体的な内容については、以下のとおり。

2. マイナンバーの紐付け誤りに関する総点検の中間報告

(1) 調査の結果、個別データ総点検を行うべき業務及び対象機関

個別データの点検が必要と判断された情報連携対象情報ごとの紐付け実施機関数については、別紙参照。

なお、労災補償については、今回の点検作業を通じて紐付け誤りが確認され、国の事務としての信頼性の確保を図る必要があることから、厚生年金等の受給状況と全件突合し、不一致が確認された事案の全件についてJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）に、オンラインで照会を行う作業（J-LIS照会）を実施する。また、紐付け誤りの生じた労働基準監督署（1署）においては、全

件J-LIS照会を実施する。

(2) マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果

① 健康保険証、共済年金、障害者手帳について

総点検に先行して、紐付け誤りが明らかとなっていた健康保険証、共済年金については7月末までの作業結果を報告し、障害者手帳については事務処理の実情を確認することとしていた。

(健康保険証)

5月23日に、全保険者に対し、J-LIS照会によりマイナンバーを取得する際、厚生労働省が示している基本的な留意事項とは異なる方法で事務処理をしていなかったかどうかの点検及び該当データについて正しいマイナンバーが登録されていることの点検を7月末までに実施するよう要請した。

全3,411保険者のうち、1,313団体において、総計約1,570万件の登録データを対象に総点検を実施し、約1,515万件の確認作業を完了した(8月1日現在)。

その結果、異なるマイナンバーが登録された事例を1,069件確認(点検データの約0.007%。全てオンライン資格確認等システムの閲覧を停止済)。このうち771件について、オンライン資格確認の実施機関(社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会)によるアクセスログの確認を完了し、薬剤情報等が閲覧された事例5件を確認した(現在、保険者において事実関係を最終確認中)。

今後、保険者における確認作業を踏まえ、登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行い、誤登録の疑いがあるものについて、本人に送付する等により確認する。

(共済年金)

各共済において、全ての年金受給権者について、共済が保有している情報とJ-LIS照会して得た情報を突合し、点検を実施した。

その結果、点検対象数約510万件のうち、地方公務員共済組合で112件、国家公務員共済組合連合会で6件、合計118件(点検対象の約0.002%)のマイナンバーの紐付け誤りが判明した。

その主な原因は、J-LIS照会結果について、住所の一致を確認せず、別人のマイナンバーを紐付けたことによるものである。

なお、この118件の全てについて、年金支給額に影響がないことを確認している。

対応策としては、資格取得届書や年金裁定請求書に、本人がマイナンバーを記載するよう9月中に省令改正を行うとともに、記載したマイナンバーが正しいか確認するため、本人が記載したマイナンバーをもとにJ-LIS照会を行い、4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）が一致することを確認することとする。

（障害者手帳）

6月20日、一部の自治体で障害者手帳情報とマイナンバーの紐付け誤り事案が判明したことを踏まえ、障害者手帳に関する紐付けについて、事務処理状況の確認と点検に係る調査を実施した。更に、7月7日、障害者手帳を含む厚生労働省所管分野について、各制度におけるマイナンバーの紐付けの実態調査を実施した。

これらの調査の結果、

（ア）J-LIS照会等を行う際に、完全な住所情報を用いず、その後も適切な方法で個人を特定していない自治体が50/237自治体であること、

（イ）その他、一部の自治体で、マイナンバーに紐付ける障害者手帳情報を誤った事案があること

が判明した。

これらの調査結果を踏まえると、（ア）の50自治体以外についても紐付けの正確性が強く懸念されるため、障害者手帳については、全ての自治体を個別データの点検の対象とする。

② 紐付け方法確認の調査について

上記（1）の健康保険証・共済年金以外の制度に関しては、制度所管省庁から制度ごとに調査表を発出し、まず各制度の現場において、①マイナンバーを確認書類とともに取得しているか、②J-LIS照会を行う際に基本4情報「氏名・生年月日・性別・住所」の全部の情報によりマイナンバーを照会しているか、③基本4情報のうち一部の情報によりマイナンバーを照会しているが、妥当な方法により本人として特定しているかなど、現場で行われている紐付け方法を確認し、個別データの点検が必要となるケースと、紐付け誤りが発生している可能性が低いことから個別データの点検が不要となるケースの整理を行った。

（3）個別データ総点検の実施方法等

個別データの点検が必要と判断された各紐付け実施機関においては、原則として秋までに個別データの点検を行っていく。

その際、制度所管省庁は、紐付け実施機関から実情を伺いつつ、丁寧に点検を行っていただけるよう、具体的な点検範囲、点検方法、点検期限等について紐付け実施機関との間でデジタル庁とともに協議する。

紐付け実施機関の点検範囲（情報量）によっては、データの突合のためにシステムの対応が必要となるなど、点検作業に期間を要する場合もあり得ることには留意する。

紐付け実施機関は、紐付け誤りの修正、情報漏えいの有無に関する調査についても、個別データの点検を踏まえ実施する。

全体として総点検を滞りなく進めるとともに、総点検の進捗状況を国民の皆様にお知らせすべく、デジタル庁で総点検の進捗状況のとりまとめを行い、概ね月に1度、進捗状況の公表を行う。

総点検の進捗状況の示し方については、具体的な点検範囲、点検方法、点検期限等を踏まえて、デジタル庁において検討する。

（４）総点検実施機関への支援

個別データの点検作業において、各制度の業務システムで保有する4情報（氏名・生年月日・性別・住所）と住民基本台帳ネットワークシステムで保有する4情報を照合していくことが基本的な作業となる。これを円滑かつ効率的に行えるよう、デジタル庁で支援ツールを用意し、必要とする自治体等に提供する。

また、紐付け実施機関における点検費用などの負担については、今後調整される上記（３）の具体的な点検範囲、点検方法、点検期限等を見極めつつ、紐付け実施機関に対して十分配慮する。

なお、J-LIS 照会は、地方自治体の負担金及び情報提供手数料で運営される住民基本台帳ネットワークシステムにより行われており、自治体以外の機関は手数料を負担することとされているが、社会保険診療報酬支払基金が全ての登録済みデータを点検するために行う照会に係る手数料は、J-LIS において、今回に限り特例的に無料として取扱うこととする。

（５）総点検終了後の今後の取組み

住基システムと自動連携していない自治体事務について、人為的ミスに対応する観点から、認定の更新など本人の状況を確認する機会などに合わせて、住基ネット照会を実施することにより、定期的かつ体系的に入力誤りを発見し、是正する取組みを行う。

住基システムと自動連携している場合であっても、住登外者を対象とした同様の取組みを行う。

医療保険、障害者手帳以外の自治体事務について、秋以降に、各事務の運営の実態を踏まえ、原則1年以内に、その初回の確認の取組みを行う。

(6) マイナポータルを活用した確認の推進

不安のある国民の皆様には、マイナンバーカードを用いて、御自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認ができることを紹介する。¹

政府広報を活用するとともに、デジタル庁ホームページにおいても、御自身の情報が正しく登録（紐付け）されているかどうか、分かりやすい動画の作成も行い、個人端末（マイナポータル）上でも確認できることを案内する。²

3. 再発防止対策

今回行う総点検では、各制度におけるマイナンバーの紐付け誤りが限りなくゼロに近づくよう、悉皆的な調査を行うが、新規の登録や変更など、制度が持つ情報は常に変化し続けるものであることから、そもそも紐付け誤りが発生しないよう、制度事務そのものにおける再発防止の仕組み作りを行う。

(1) マイナンバー登録事務に関する横断的ルールの策定

今般明らかとなった紐付け誤りの多くは、申請時に、申請者本人からマイナンバーの提供がなかった結果、制度管理側で自ら申請者のマイナンバーを取得することとなり、その際、誤って他人のマイナンバーと紐付けてしまったことに起因している。特に、同一の氏名・生年月日・性別を有する個人は少なからず存在し、住所まで確実に照合することにより防げた紐付け誤りが多く、氏名・生年月日・性別・住所の4情報による照合を行わなかったために、誤ったマイナンバーを紐付けることとなってしまった。

このため、第一に、各制度所管省庁は、各種制度の申請者にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する省令改正やガイドライン策定を行い、制度管理者がマイナンバーの照会作業を行わずとも、確実にマイナンバーを収集できるようにする。

¹ 具体的には、スマートフォンなどでマイナポータルにログインし、「わたしの情報」でマイナンバーと紐付けて管理されている情報を確認できる。現在、必要な情報へ簡単にたどり着けるようにするため、マイナポータルの段階的な改修に取り組んでいるところ。

² デジタルに不慣れな方においては、御自身が信頼できる方に手伝ってもらいマイナポータルを利用してもらう。確認の結果、誤った情報などがあった場合には、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にまずはお問合せしてもらう。

第二に、各制度管理側が、申請者のマイナンバーの確認・登録作業を行う際には、氏名・生年月日・性別・住所の原則4情報全て照合する手続へと統一する、住基システムと連携していない事務については住基ネット照合することにより入力誤りを早期発見・是正するなど、総点検の過程で明らかになった現場の作業実態等も踏まえて、照合ミスの起きないように登録に係る横断的なガイドラインを策定し、その徹底を図ることとする。

横断的なガイドラインには、上記2.(5)に掲げる、人為的ミスに対応する観点から、認定の更新など本人の状況を確認する機会などに合わせて、住基ネット照会を実施することにより、定期的かつ体系的に入力誤りを発見し、是正する取組みを行うことについても記載する。

障害者手帳の紐付け誤りの事案においては自治体の実施体制が十分でなかったものもあることから、自治体等の紐付け実施機関におけるマイナンバー登録事務の実施体制の確保を図る。

また、こうした横断的ルール策定とともに、登録されたデータに係る定期的なシステムチェックの仕組みの導入についても検討する。具体的には、紐付け実施機関が保有する登録データの正確性について、定期的にチェックする仕組みをシステム上導入することについて今後検討を行う。市町村については、特に住民登録外のチェックの仕組みについて検討を行う。

(2) マイナンバーの照会方法の改善

各制度管理側が各申請者のマイナンバーを特定するために、J-LIS照会を行うに当たっては、氏名・生年月日・性別・住所の4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会となるよう、J-LISにおいて必要なシステム改修を行う。各機関の事務に支障が生じないか等の課題について調査を実施した上で、具体的な改修作業を進めることとする。

(3) マイナンバー登録事務のデジタル化

マイナンバーを収集する際には、書面の記載や画面の表示から、人の目で読み取って転記をする方法でなく、マイナンバーカードからマイナンバーを読み取るデジタルな方法の普及を推し進める。そのための制度改善や、事業者への働きかけについては、年度内を目途に取り組むこととする。

※ 紐付け誤りが判明した場合、紐付け実施機関は制度所管省庁に速やかに連絡し、制度所管省庁はデジタル庁と情報共有しつつ、紐付け実施機関に対して直ちにデータを修正することを要請する、デジタル庁を司令塔とする組織横断体制を、本年7月に構築した。引き続き、情報共有の徹底と迅速な修正

対応に向け、本プロセスの不断の改善を図ることとする。また、個人情報取扱事業者等は、個人データの漏えい等が生じたときは、個人情報保護法及び個人情報保護委員会規則に沿って、個人情報保護委員会に適切に報告を行う。

4. 国民の信頼回復に向けた対応

(1) 健康保険証との一体化への移行のあり方

現行の健康保険証からマイナ保険証への円滑な移行を図るため、移行期においても、全ての被保険者が、安心して確実に必要な保険診療を受けられるよう、資格確認書について、当分の間、マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方については、本人の申請によらず交付する運用とする。また、その有効期間は、5年以内で、各保険者が設定することとする。

発行済みの健康保険証について、国民健康保険、後期高齢者医療制度においては最大1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）、有効とみなす経過措置を設けているが、原則、有効期間が設けられていない被用者保険においても、同様に、最大1年間有効とみなす経過措置を設けることとする（省令で措置）。なお、具体的な施行時期は今後決定されるが、施行時期と経過措置を踏まえ、今後発行する健康保険証の有効期間の設定等について、国民健康保険等の保険者に適切にご対応いただく。

これにより、マイナンバーカードを取得していない方、若しくはカードは保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方であっても、安心して従来どおり、保険診療を受診していただける環境を整える。

(2) マイナンバーカード取得の円滑化

マイナンバーカードの取得の円滑化に向け、それぞれの国民の方のニーズに対応した、カード取得に向けた環境整備を進める。

第一に、マイナンバーカードについては、紛失時等の再発行に時間がかかることが、その利便性を妨げる要因となっている。このため、新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者など、速やかにカードを取得する必要がある場合を対象に、申請から1週間以内（最短5日）で交付できる特急発行・交付の仕組みの構築等に取り組む。

第二に、福祉施設・支援団体においては、施設に入っていらっしゃる方や支援を必要とする方々のマイナンバーカードの取得や管理について、悩みや不安が多いのが実態である。このため、福祉施設・支援団体の方々の声を踏まえ、本年8月に「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニ

マニュアル」を策定した。今後、同マニュアルの内容の普及を図ることにより、福祉施設・支援団体におけるマイナンバーカードの取得・管理を広げていくとともに、介護・障害福祉施設等での出張申請受付や希望する者の個人宅等を訪問する形での出張申請受付を推進するなど、こうした方々のマイナンバーカードの取得の円滑化に努めていく。

第三に、認知症などで暗証番号の設定に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付の負担軽減にもつながるよう、暗証番号の設定が不要なカードの交付を可能とする。本カードの取扱については、関係者の方々のご意見も踏まえつつ、その詳細を検討した上で、本年11月頃に交付開始することを目指す。

第四に、先の通常国会における法改正を踏まえ、住民が最寄りの郵便局でカード申請・交付の手続きをできるよう郵便局窓口を活用した申請受付の実施を推進する。具体的には、自治体が早期にサービスを開始できるよう、標準的な業務フローの周知等、引き続き、制度活用に向けたサポート等を実施する。

(3) マイナンバーカードの健康保険証利用の促進

マイナンバーカードによるオンライン資格確認の利用件数は、本年3月から4月にかけて増加し、直近の6月で約849万件となっている。資格確認全体の件数のうち、オンライン資格確認等システムを活用した資格確認の利用件数が占める割合としては、約6%前後となっているが、今後、更に多くの国民の方々にマイナンバーカードを健康保険証として実際に使っていただき、そのメリットを実感していただけるよう、マイナンバーカードによるオンライン資格確認のデモ体験や周知動画による広報等をさらに促進していく。

(4) マイナ保険証のデジタル環境の整備

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためのデジタル環境の整備を進める。

第一に、マイナンバーカードの健康保険証としての利用に加えて、生活保護の医療扶助や自治体による子どもの医療費助成制度、診察券としても利用できる取り組みを進め、マイナンバーカード一枚で受診できる環境整備を進める。これにより、出産・子育てや、介護など、公共サービスを特に多く活用するライフステージでの暮らしの利便性向上につなげる。

第二に、本年1月に運用を開始した電子処方箋について、オンライン資格確認を導入したおおむね全ての医療機関・薬局に対し、2025年(令和7年)3月までに導入することを目指し、支援を充実する。電子処方箋が普及していくことで、複数の医療機関・薬局におけるリアルタイムでの処方・調剤情報の共有

が可能となり、多剤重複投薬・併用禁忌の防止など質の高い医療の実現がより実効的に図られるようにしていく。

第三に、マイナンバーカード機能のスマホ搭載の普及を広めるとともに、スマホにおけるマイナ保険証機能の実装を目指す。これにより、スマホが持つ生体認証を利用した本人確認機能を巧みに組み合わせるとともに、医療現場でのカードの読み取りを不要とする受診環境の整備を進めることで、より円滑な資格確認ができる仕組みの構築を進める。

第四に、2026年（令和8年）中を視野に次期マイナンバーカードの導入を目指して、券面記載事項や電子証明書の有効期間の延長等について検討を行い、マイナ保険証としての利便性の向上を図る。

第五に、病院における顔認証付カードリーダー端末の増設を図ることとし、そのための支援を行う。また、顔認証付カードリーダーの読み取り精度の向上等、UXの改善を図る。

（5）一体化のメリットを実感いただける仕組みづくり

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、

- ① 患者本人の受診履歴に基づいた質の高い医療の実現の観点から、
 - ・ 患者本人にとっては、自身のこれまでの薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師等に説明する手間を省きつつ、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による電子的かつ確実な本人確認と同意取得により提供される過去の健康・医療データに基づいた、より適切な医療を低い窓口負担で受けることができる。さらに今後、電子処方箋が普及していくことで、複数の医療機関・薬局におけるリアルタイムでの処方・調剤情報の共有が可能となり、多剤重複投薬・併用禁忌の防止など質の高い医療の実現がより実効的に図られる
 - ・ 医療機関・薬局にとっては、患者から問診票等で聞き取るよりも正確かつ効果的にデータを確認できるようになり、より正確な情報に基づく適切な医療を効率的に提供することができる
- ② 効率的な医療システムの実現の観点から、
 - ・ 医療機関・薬局や保険者にとっては、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による電子的かつ確実な本人確認と資格確認を同時に行うことができ、なりすましによる受診のリスクや手入力による事務負担の軽減、及び資格喪失後の健康保険証の使用等による過誤請求に係る事務処理負担や医療機関・薬局の未収金が減少する
 - ・ 患者にとっては、高額療養費制度における限度額を超える支払が確実に免除されるとともに、転職時・転居時等の健康保険証の切替えや更新

が不要となる

など、様々なメリットがある。

政府はこれらのメリットをより丁寧に伝え医療現場及び国民に一層の浸透を図っていくとともに、今後、医療費の増大が見込まれる中では、重複投薬や多剤投与の是正等、医薬品の適正使用を推進することが重要であることも踏まえ、実効的な仕組みづくりを進める。医療現場の声を伺いながら、医療DXの推進により、まずは電子処方箋の普及に努めるとともに、将来的には、検査結果等の電子カルテ情報の共有やPHRとしての保健・医療・介護の情報のマイナポータルを通じた一元的な把握など、医療現場にとっても患者本人にとっても更にメリットを感じられるような、質が高く効率的な医療の実現を目指す。また、オンライン資格確認の運用に係る実務上の課題を積極的に把握し、一つ一つの課題を洗い出して具体的な対応策を着実に実施していく。

こうした対策の実施を通じ、政府としては、自治体や行政関係機関の協力を得つつ、各府省一丸となって、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用した行政サービスの信頼性及び利便性の向上に、全力を尽くしてまいりたい。

- 総点検の「中間報告」にあわせ、保険証一体化検討会の「最終とりまとめ」の内容も踏まえ、今後の再発防止対策と国民の信頼回復に向けた対応を、「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」としてとりまとめ。
- マイナンバー制度及びマイナンバーカードに対する信頼確保に向け、政策パッケージを着実に実施していく。

1. 総点検に関する中間報告

- ① 調査の結果、個別データ総点検を行うべき業務及び対象機関
- ② マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果
- ③ 個別データ総点検の実施方法等
 - ・ 誤った紐付けの修正
 - ・ 情報漏洩の有無に関する調査
- ④ 総点検実施機関への支援
- ⑤ マイナポータルを活用した確認の推進
 - ・ 自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認

2. 再発防止対策

- ① マイナンバー登録事務に関する横断的ルールの策定
 - ・ 各種申請時におけるマイナンバーの記載の義務化
 - ・ マイナンバー登録に係る事務に関する横断的なガイドラインの策定と徹底
- ② マイナンバーの照会方法の改善
 - ・ J-LISにマイナンバーを照会する場合には、原則4情報での照会
- ③ マイナンバー登録事務のデジタル化
 - ・ マイナンバーカードからマイナンバーを取得し、人手を介さずに登録を行うことが出来る仕組み作りの実施と普及

3. 国民の信頼回復に向けた対応

- ① 健康保険証との一体化への移行のあり方
 - ・ 資格確認書の交付と利用方法
- ② マイナンバーカード取得の円滑化
 - ・ 国民のニーズに対応したカード取得に向けた環境整備（特急発行・交付の仕組みの構築、福祉施設・支援団体向けのマイナンバーカードの取得・管理にかかるマニュアルの策定、暗証番号の設定が不要なカードの交付、郵便局窓口を活用した申請の実施など）
- ③ マイナ保険証の利用の促進
 - ・ マイナ保険証を実際に使ってもらうための広報・促進策
- ④ マイナ保険証のデジタル環境の整備
 - ・ マイナ保険証のスマホ搭載の推進
 - ・ 電子処方箋の普及
 - ・ 次期マイナンバーカードへの移行
 - ・ 病院の読み取り機の増設及び読み取り精度の向上
- ⑤ マイナ保険証のメリットを実感いただける実効的な仕組みづくり
 - ・ 過去の健康・医療データに基づいたより質の高い医療の推進
 - ・ 多剤重複投薬・併用禁忌の防止
 - ・ 転職時・転居時等の保険証の切り替えや更新が不要化
 - ・ 低い窓口負担
 - ・ 電子処方箋の普及（再掲）

マイナンバー総点検の進め方

- 6月21日 第1回マイナンバー情報総点検本部
- 7月中 マイナンバーの紐付け作業の実態把握の調査
紐付け方法の確認結果を踏まえ、個別データの点検が必要な対象機関の整理
- 8月8日 マイナンバー情報総点検本部にて、健康保険証・共済年金の紐付け誤りの点検結果を公表するとともに、個別データの点検対象を政策パッケージと併せて発表。
- 8月9日～ デジタル庁が司令塔となり、制度所管省庁が紐付け実施機関と具体的な点検範囲、点検方法、点検期限等について協議
- 8月中下旬 個別データの点検に本格的に着手
↓
定期的に個別データの点検の進捗状況について公表（概ね月に1回）
（※個別の自治体名を公表するものではない）
原則秋 個別データの点検作業終了

（総点検終了後の今後の取組み）

- 住基システムと自動連携していない自治体事務について、人為的ミスに対応する観点から、認定の更新など本人の状況を確認する機会などに合わせて、住基ネット照会を実施することにより、定期的かつ体系的に入力誤りを発見し、是正する取組みを行う。
※住基システムと自動連携している場合であっても、住登外者を対象とした同様の取組みを行う。
- 医療保険、障害者手帳以外の自治体事務について、秋以降に、各事務の運営の実態を踏まえ、原則1年以内に、その初回の確認の取組みを行う。

① 調査の結果、個別データ総点検を行うべき業務及び対象機関

- 地方自治体や関係機関などの紐付け実施機関に対し、個別データの点検が必要な対象機関の整理のため、紐付け方法の実態を確認。

- ① マイナンバーを確認書類とともに取得しているか、
 - ② 基本4情報「氏名・生年月日・性別・住所」の全部の情報によりマイナンバーを照会しているか、
 - ③ 基本4情報のうち一部の情報によりマイナンバーを照会しているが、妥当な方法により本人として特定しているか、
- を確認し、これらに該当しないものについて個別データの点検が必要と判定。

- 今般の紐付け作業の実態把握の調査等を踏まえ、点検を行う機関は以下のとおり。

事務	主な紐付け実施機関	点検対象機関数	備考
健康保険証	保険者(3,411)	1,313	先行して点検 ※1
共済年金	共済組合等(7)	全数	先行して点検
公金受取口座	デジタル庁(1)	全数	先行して点検
障害者手帳	都道府県(47)、指定都市等	全数	
労災補償	労働基準監督署(325)	※2	
生活保護	福祉事務所設置都道府県(45)	4	
	福祉事務所設置市町村(862)	80	
介護保険（介護保険資格・給付情報など）	市町村・広域連合(1,735)	90	
住民税	市町村(1,741)	200	住登外のみ
児童手当（児童手当支給情報など）	都道府県(47)	0	
	市町村(1,741)	60	
世帯情報	市町村(1,741)	0	
年金	日本年金機構(1)	0	
雇用保険	ハローワーク(544)	0	
その他	都道府県・市町村	—	

概数

※1 7月末までに先行して点検を実施。今後、更に登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行う予定
 ※2 労災補償は、厚年等情報の受給状況と全件突合し、不一致が確認された事案で全件J-LIS照会を実施

- 個別データの点検が必要となった原因の大宗は、J-LIS照会を住所を含まない3情報以下で行い、複数者が該当した際の本人確認方法が具体的に定まっていなかったこと。
- 地方自治体については、都道府県に対して、点検対象となった自治体を8月8日に通知。（※8月9日に説明会を実施予定）
 その他の紐付け実施機関については、各制度所管省庁より8月8日に通知。（※対象機関名については8月21日の週に公表）

1. 総点検に関する中間報告

②マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果 i) 健康保険証の紐付け誤り

1. 点検概要

(対象) 全保険者

- (点検事項) ・ J-LIS照会により個人番号を取得する際、厚生労働省が示している基本的な留意事項とは異なる方法で事務処理をしていなかったか
・ 該当データについて正しい個人番号が登録されているか

【令和5年5月23日依頼/報告期限7月末】

2. 点検結果

○ 全3,411保険者のうち、1,313団体において、総計約1,570万件の登録データを対象に総点検を実施。約1,515万件の確認作業を完了。【8月1日現在】

※1 残る55万件（すでに転職や転居により被保険者資格を喪失した方に係るデータ等）は、現在ご本人等に確認中。

○ 異なる個人番号が登録された事例：1,069件確認（点検データの約0.007%。すべてオンライン資格確認等システムの閲覧を停止済）うち、771件について、オンライン資格確認の実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）によるアクセスログの確認を完了し、薬剤情報等が閲覧された事例5件を確認※2。

※2 現在、保険者において事実関係を最終確認中。

(参考) オンライン資格確認の運用開始から令和5年5月22日までに判明した、保険者から異なる個人番号が登録された件数

	保険者から異なる個人番号の登録が判明した事例	うち、薬剤情報等が閲覧された事例
令和3年10月～令和5年5月22日※3	7,372件	10件

※3 令和5年6月13日に、令和4年12月から令和5年5月22日までの間に確認した事例を公表。

※4 オンライン資格確認の利用件数 計約13.2億件（5月末まで）

1. 総点検に関する中間報告

②マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果 ii) 共済年金での紐付け誤り

- 各共済において、全ての年金受給権者について、「共済が保有している情報」と「J-LIS照会して得た情報」を突合して、点検を実施。
- その結果、点検対象数 約 5 1 0 万件のうち、1 1 8 件（点検対象の約0.002%）のマイナンバーの紐付け誤りが判明。（いずれも、正しいマイナンバーに修正済）
- 主な原因は、J-LIS照会結果について、住所の一致を確認せず、別人のマイナンバーを紐付けたもの。
- 1 1 8 件のすべてについて、年金支給額に影響がないことを確認済。

【各団体の点検結果】

団体名	点検対象数	うち、紐付け誤り件数
地方公務員共済組合	3,160,928	112
国家公務員共済組合連合会	1,307,991	6
日本私立学校振興・共済事業団	597,195	0
合計	5,066,114	118

【紐付け誤りの主な原因】

主な原因	件数
J-LIS照会結果について、住所の一致を確認せず、別人のマイナンバーを紐付けたもの	100 〔地: 94 国: 6〕
その他の事務処理誤りによるもの	18 〔地: 18〕

【対応策】

- ① 省令改正：資格取得届書や年金裁定請求書に、本人がマイナンバーを記載することとする。（9月中）
- ② 運用改善：さらに、①により本人が記載したマイナンバーをもとにJ-LIS照会を行い、4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）が一致することを確認することとする。

1. 総点検に関する中間報告

②マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果 iii) 障害者手帳情報の紐付け誤り

1 調査の概要

- 6月20日、静岡県における障害者手帳情報とマイナンバーの紐付け誤り事案が判明したことを踏まえ、障害者手帳に関する紐付けについて、事務処理状況の確認と点検のため、厚生労働省から通知を发出。
- 7月7日、各制度におけるマイナンバーの紐付けの実態調査を行うため、障害者手帳を含む厚生労働省所管分野について、通知を发出。

2 調査結果（6月20日・7月7日通知の調査結果）等

- ① J-LIS照会等を行う際に、完全な住所情報を用いず、その後も適切な方法で個人を特定していない自治体が50/237自治体。（都道府県22/47 市町村28/190）
- ② その他、一部の自治体で、マイナンバーに紐付ける障害者手帳情報を誤った事案が判明。
例：(1)静岡県事案（一部）：削除すべき情報がシステム上に残り、手帳番号が重複（15件）
(2)鳥取市事案：県から市に権限委譲した際、類似する手帳番号を付番したことに伴う誤り（485人）
(3)宮崎県事案：ファイル作成時に手作業で転記した際の誤り（2,336人）



2の調査結果を踏まえると、①の50自治体以外についても紐付けの正確性が強く懸念されるため、障害者手帳については、全ての自治体を、「個別データ総点検」の対象とする【原則秋まで】

④総点検実施機関への支援

○ 紐付け実施機関における点検費用などの負担については、今後調整される具体的な点検範囲、点検方法、点検期限等を見極めつつ、紐付け実施機関に対して十分配慮する。

○ なお、社会保険診療報酬支払基金が、全医療保険加入者のデータを点検するために行うJ-LIS照会手数料については、厚労省から総務省への要請を踏まえ、特例的に無料とする。

※ 基金は今後、約1.6億件（保険者が自治体以外のは約1億件）のJ-LIS照会を予定。自治体以外が行うJ-LIS照会手数料は原則10円/件。

マイナポータルでの確認

- (1) 住民登録外者など、不安のある国民の皆様には、マイナンバーカードを用いて、御自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認ができることを紹介する。具体的には、スマートフォンなどでマイナポータルにログインし、「わたしの情報」でマイナンバーと紐付けて管理されている情報を確認できる。（確認する方法の詳細についてはP9参照）
※現在、必要な情報へ簡単にたどり着けるようにするため、マイナポータルの段階的な改修に取り組んでいる
- (2) 政府広報を活用するとともに、デジタル庁ホームページにおいても、御自身の情報が正しく登録（紐付け）されているかどうか、分かりやすい動画の作成も行い、個人端末（マイナポータル）上でも確認できることを案内する。
- (3) デジタルに不慣れな方においては、御自身が信頼できる方に手伝ってもらい、マイナポータルを利用してもらう。
- (4) 確認の結果、誤った情報などがあった場合には、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にまずはお問合せしてもらう。

マイナンバーカードを用いて、御自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認できる。 ※3ステップの操作で確認可能

自分の情報が正しく登録されているかを確認する方法

公金受取口座

スマートフォンでの公金受取口座の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください



1.ログイン

マイナポータルにログインします。



2.注目の情報

ログイン後、画面下部の「注目の情報」までスクロールし、「公金受取口座の登録・変更」を押します。



3.登録状況

公金受取口座の登録状況ページが表示され、登録されている口座情報を確認いただけます。

健康保険証

スマートフォンでの健康保険証の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください



1.ログイン

マイナポータルにログインします。



2.注目の情報

ログイン後、画面下部の「注目の情報」までスクロールし、「最新の健康保険証情報の確認」を押します。



3.健康保険証情報

健康保険証情報のページが表示されます。ページの中段にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。

※マイナポータルの対応端末をお持ちでない場合、ご家族の方等がお持ちのスマートフォン等を利用し、ご自身のマイナンバーカードを使ってご確認いただくことも可能です

※また、お住まいの市区町村によっては、担当窓口に公金受取口座の登録状況を確認できる支援端末を設置している場合がございます。支援端末の設置の有無については、お住まいの市区町村へお問い合わせください

出典：デジタル庁HP

2. 再発防止対策

① マイナンバー登録事務に関する横断的ルールの方針

- ・ 制度所管省庁が、各種制度の申請者に**マイナンバーの記載を求める旨を明確化する省令改正やガイドライン策定**を行う。
- ・ マイナンバー登録に係る**横断的なガイドラインを策定**（9月中）
 - ※ ガイドラインには、「人為的ミスに対応する観点から、認定の更新など本人の状況を確認する機会などに合わせて、住基ネット照会を実施することにより、定期的かつ体系的に入力誤りを発見し、是正する取組みを行う」ことも記載。
- ・ 自治体等におけるマイナンバー登録事務の実施体制を確保
- ・ 登録データに係る**定期的なシステムチェックの仕組みの導入を検討**
 - （紐付け実施機関が保有する登録データの正確性について、定期的にチェックする仕組みをシステム上導入することについて、今後検討）
 - （市町村については、特に住民登録外のチェックの仕組みを検討）

② マイナンバーの照会方法の改善

- ・ マイナンバーを特定するためのJ-LISへの照会方法については、**原則4情報（※）による照会にするよう、J-LISにおいて照会システムの改修**を行う。改修にあたり、各機関の事務に支障が生じないか等の課題について調査を実施中。（8月中）
 - （例：漢字氏名を保有していない場合がある（厚労省・ハローワーク）
※「2丁目1番地2号」「2-1-2」のような住所表記のゆれや外字があっても、検索・回答できる機能は引き続き維持する。
※性別を除いた3情報（氏名・生年月日・住所）での照会は引き続き行えることとする。

③ マイナンバー登録事務のデジタル化

- ・ マイナンバー収集において転記ではなくデジタルでマイナンバーカードからマイナンバーを読み取る方法の普及へ向けた障壁の改善、事業者への働きかけ（年度内）

※ 迅速なインシデント対応

- ・ 紐付け誤りが判明した場合、紐付け実施機関は制度所管省庁に速やかに連絡し、制度所管省庁はデジタル庁と情報共有しつつ、紐付け実施機関に対して直ちにデータを修正することを要請する、デジタル庁を司令塔とする組織横断体制を構築済み（7月）
- ・ 個人情報取扱事業者等は、個人データの漏えい等が生じたときは個人情報保護法及び個人情報保護委員会規則に沿って、個人情報保護委員会に適切に報告を行う。

3. 国民の信頼回復に向けた対応

① 健康保険証との一体化への移行のあり方

- 全ての被保険者が、安心して確実に必要な保険診療を受けられるよう、資格確認書について、当分の間、マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方については、本人の申請によらず保険者が交付する運用とする。また、その有効期間は、5年以内で、各保険者が設定。（P14参照）

② マイナンバーカード取得の円滑化

- 新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者など、速やかにカードを取得する必要がある場合を対象に、申請から1週間以内（最短5日）で交付できる特急発行・交付の仕組みの構築等に取り組む。
- 本年8月に「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」を策定。マニュアルに基づいた取組の普及に努め、介護・障害福祉施設等での出張申請受付や希望する者の個人宅等を訪問する形での出張申請受付を推進。
- 認知症などで暗証番号の設定に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付の負担軽減にもつながるよう、暗証番号の設定が不要なカードの交付を可能とする。関係団体の意見を踏まえつつ、本年11月頃に交付開始することを目指す。
- 住民が最寄りの郵便局でカード申請・交付の手続きをできるよう郵便局窓口を活用した申請受付の実施を推進。自治体が早期にサービスを開始できるよう、標準的な業務フローの周知等、引き続き、制度活用に向けたサポート等を実施。

③ マイナ保険証の利用の促進

- 更に多くの国民の方々にマイナンバーカードを健康保険証として実際に使っていただき、そのメリットを実感していただけるよう、マイナンバーカードによるオンライン資格確認のデモ体験や周知動画による広報等をさらに促進。

3. 国民の信頼回復に向けた対応

④ マイナ保険証のデジタル環境の整備

- ・ マイナンバーカードの健康保険証としての利用に加えて、生活保護の医療扶助や自治体による子どもの医療費助成制度、診察券としても利用できる取り組みを進め、マイナンバーカード一枚で受診できる環境整備を進める。
 - ・ 医療費助成制度：2023年度（令和5年度）中に、デジタル庁で自治体と医療機関を連携するプラットフォームを整備し、希望する自治体での実現を目指す。その上で、早期の全国展開を図る。
 - ・ 診察券：オンライン資格確認等システムが導入されている医療機関等では、マイナンバーカードを診察券として代用することが仕組みとして可能であり、実際に活用する医療機関も出てきている。
⇒ 好事例を周知し、普及を進める。
- ・ 本年1月に運用を開始した電子処方箋について、オンライン資格確認を導入したおおむね全ての医療機関・薬局に対し、2025年（令和7年）3月までに導入することを目指し、支援を充実する。
- ・ マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォンへの搭載は、まずandroid端末について、本年5月から開始。iOS端末についても、搭載実現に向けた働きかけを進める。
⇒ この仕組みを活用し、スマートフォンでの健康保険証利用の仕組みの導入を進め、スマートフォン一つで診療を受けられる環境整備を目指す。
- ・ 2026年（令和8年）中を視野に次期マイナンバーカードの導入を目指す。
⇒ 券面記載事項や電子証明書の有効期間の延長等について検討を行い、マイナ保険証としての利便性の向上を図る。
- ・ 病院における顔認証付カードリーダー端末の増設を図ることとし、そのための支援を行う。また、カードリーダーの読み取り精度の向上等、UXの改善を図る。

3. 国民の信頼回復に向けた対応

⑤ マイナ保険証のメリットを実感いただける実効的な仕組みづくり

・ 患者本人の受診履歴に基づいた質の高い医療の実現の観点

- ・ 患者本人は、自身の薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師等に説明する手間を省きつつ、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による電子的かつ確実な本人確認と同意取得により提供される過去の健康・医療データに基づいた、より適切な医療を低い窓口負担で受けることができる。今後、電子処方箋が普及していくことで、複数の医療機関・薬局におけるリアルタイムでの処方・調剤情報の共有が可能となり、多剤重複投薬・併用禁忌の防止など質の高い医療の実現がより実効的に図られる
- ・ 医療機関・薬局は、患者から問診票等で聞き取るよりも正確かつ効果的にデータを確認できるようになり、より正確な情報に基づく適切な医療を効率的に提供することができる

・ 効率的な医療システムの実現の観点

- ・ 医療機関・薬局や保険者は、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による電子的かつ確実な本人確認と資格確認を同時に行うことができ、なりすましによる受診のリスクや手入力による事務負担の軽減、及び資格喪失後の健康保険証の使用等による過誤請求に係る事務処理負担や医療機関・薬局の未収金が減少する
- ・ 患者にとっては、高額療養費制度における限度額を超える支払が確実に免除されるとともに、転職時・転居時等の保険証の切替えや更新が不要となる

・ 政府は、これらのメリットをより丁寧に伝え医療現場及び国民に一層の浸透を図っていくとともに、今後、医療費の増大が見込まれる中では、重複投薬や多剤投与の是正等、医薬品の適正使用を推進することが重要であることも踏まえ、実効的な仕組みづくりを進める。医療現場の声を伺いながら、医療DXの推進により、まずは電子処方箋の普及に努めるとともに、将来的には、検査結果等の電子カルテ情報の共有やPHRとしての保健・医療・介護の情報のマイナポータルを通じた一元的な把握など、医療現場にとっても患者本人にとっても更にメリットを感じられるような、質の高く効率的な医療の実現を目指す。

・ オンライン資格確認の運用に係る実務上の課題を積極的に把握し、一つ一つの課題を洗い出して具体的な対応策を着実に実施していく。

令和6年秋の健康保険証廃止以降の資格確認書の取扱い

- 当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに資格確認書を申請によらず交付
⇒ 加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付
- 資格確認書の有効期間は5年以内で保険者が設定（更新あり）

< 従前の方針案と課題 >

< 対応案 >

対象者・交付方法

- 原則、本人の申請に基づき交付
※現在は、加入者全員に保険証を交付
- 要介護高齢者、障害者等の要配慮者が支援者による支援を受けて受診する際、マイナ保険証での受診が難しい場合がある



- 当分の間、**マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付**
⇒**加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書**を交付
- マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付
- 一度登録した後も、マイナ保険証の利用登録の**解除を可能**とし、資格確認書を交付

有効期間等

- 1年間を上限
 - ・保険者の実務への影響大（現行の保険証）
被用者保険：原則有効期間なし
地域保険：2年の保険者もあり
 - ・被保険者の更新手続き負担大
（要介護高齢者、障害者含め毎年手続発生）



- 現行の保険証の発行実務等（被用者保険の平均加入期間等）を踏まえつつ、不正使用等を防止
⇒ **5年以内**で保険者が設定（更新あり）
- 様式も、現行の実務・システムを活用
⇒ サイズ：カード型（はがき型を含む）
材質：紙、プラスチック

(別紙) 個人情報とマイナンバーの紐付け方法についての実態調査の結果

資料3

No.	特定個人情報	紐付け実施機関	紐付け 実施機関数	延べ紐付け実施 機関数	個別データの点
					検対象
1	世帯情報	市区町村	1,741	1,741	0
2	所得・個人住民税情報	市区町村	1,741	1,741	200
3	児童手当支給情報	市区町村	1,731	1,731	50
4	介護保険資格・給付情報	市区町村	1,735	1,735	90
5	障害者自立支援に関する給付情報	都道府県、市区町村	1,787	8,642	1,000
6	障害者の療養介護・施設入所支援に関する情報	市区町村	1,716	1,716	200
7	障害児通所支援給付情報	市区町村	1,668	1,668	200
8	養育医療費の給付情報	市区町村	1,453	1,453	50
9	生活保護情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村	907	907	80
10	児童扶養手当の支給情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村	907	907	10
11	中国残留邦人等支援給付支給情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村	388	388	20
12	ひとり親家庭への自立支援金給付情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村	808	808	0
13	母子生活支援保護情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村	532	532	10
14	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳情報	都道府県、市町村	237	406	406
15	ひとり親家庭への資金貸付情報	都道府県、指定都市、中核市	127	127	0
16	小児慢性特定疾病医療費・障害児入所給付費支給情報	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市（特別区含む）	136	284	5
17	障害児入所支援・措置情報	都道府県、指定都市、児童相談所設置市・特別区	78	154	6
18	障害児入所支援・措置、生活援助情報	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	78	154	6
19	特別児童扶養手当の支給情報	都道府県、市町	88	88	6
20	中国残留邦人等自立支援給付情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村	388	388	20
21	特別支援学校への就学に必要な経費情報	都道府県教育委員会	42	42	0
22	学校病治療に係る医療費援助情報	都道府県教育委員会、市区町村教育委員会	953	953	1
23	医療保険の資格情報（国民健康保険の給付手続で使用）	市区町村	1,735	1,735	90
24	地方公務員災害等の給付情報	市区町村、地方公務員災害補償基金	1,802	1,802	90
25	後期高齢者医療保険等の給付情報（日雇特例被保険者の給付等）	市区町村	1,735	1,735	90
26	船員保険等の給付情報（高齢者医療保険の給付手続で使用）	市区町村	1,735	1,735	90
27	医療保険の資格情報（障害者自立支援給付の支給で使用）	市区町村	1,735	1,735	90
28	医療保険の資格情報・給付情報（雇用保険の傷病手当認定手続で使用）	地方公務員災害補償基金	67	67	0
29	医療保険等の資格情報・給付情報（船員保険の給付手続で使用）	市区町村	1,735	1,735	90
30	医療保険等の資格情報（精神障害者の入院費用算定で使用）	市区町村	1,735	1,735	90
31	医療保険の資格情報・給付情報（感染症患者に対する特定医療費の支給で使用）	市区町村	1,735	1,735	90
32	児童扶養手当公的年金給付情報	日本年金機構、地方公務員災害補償基金	68	69	0
33	医療保険の資格情報（予防接種健康被害に対する支給、奨学金の申請で使用）	市区町村	1,735	1,735	90
34	特別児童扶養手当障害手当支給情報	都道府県、市区町村、日本年金機構	844	924	200
35	国民年金・障害者手当の給付記録情報	都道府県、市区町村、日本年金機構、地方公務員災害補償基金	911	991	200
36	国民年金・被用者年金の給付記録情報	日本年金機構	1	1	0
37	障害を支給事由とする給付情報	日本年金機構	1	1	0
38	雇用保険資格・給付情報	ハローワーク	544	1,079	0
39	教育訓練給付金の給付情報	ハローワーク	544	1,079	0

No.	特定個人情報	紐付け実施機関	紐付け実施機関数	延べ紐付け実施機関数	個別データの点	
					検対象	
40	雇用保険手当・高齢雇用継続給付情報	ハローワーク	544	1,079	0	
41	職業訓練受講給付金の給付情報	ハローワーク	543	543	0	
42	労働者災害補償給付情報	労働基準監督署、厚労本省労災保険業務課	326	326	※2	
43	国民年金・被用者年金の給付・保険料徴収の情報	日本年金機構	1	2	0	
44	障害基礎年金給付情報	日本年金機構	1	1	0	
45	特別障害給付金情報	日本年金機構	1	1	0	
46	地方公務員災害補償法被災情報	地方公務員災害補償基金	67	67	0	
47	障害児福祉手当・特別障害者手当の支給情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村	835	835	200	
48	年金生活者支援給付情報	日本年金機構	1	1	0	
49	障害児入所支援・小児慢性特定疾病医療等情報	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市（特別区含む）	136	290	9	
50	妊娠届出情報	市区町村	1,628	1,628	70	
51	難病患者に対する特定医療費の支給情報	都道府県、指定都市	67	67	3	
52	医療保険の資格情報・給付情報（難病患者に対する特定医療費の他の給付との調整で使用）	都道府県、市区町村	1,782	1,871	90	
53	予防接種情報	市区町村	1,737	1,737	70	
54	障害年金情報（特別児童扶養手当関係）	都道府県、市区町村、日本年金機構、地方公務員災害補償基金	911	991	200	
55	妊産婦・乳児・幼児の健康診断情報	市区町村	1,622	1,622	70	
56	自治体検診に関する情報（肺がん検診（一次））	市区町村	1,730	1,749	70	
57	自治体検診に関する情報（肺がん検診（精密））	市区町村	1,730	1,749	70	
58	自治体検診に関する情報（乳がん検診（一次））	市区町村	1,734	1,775	70	
59	自治体検診に関する情報（乳がん検診（精密））	市区町村	1,734	1,775	70	
60	自治体検診に関する情報（胃がん検診（一次））	市区町村	1,733	1,760	70	
61	自治体検診に関する情報（胃がん検診（精密））	市区町村	1,733	1,760	70	
62	自治体検診に関する情報（子宮頸がん検診（一次））	市区町村	1,734	1,772	70	
63	自治体検診に関する情報（子宮頸がん検診（精密））	市区町村	1,734	1,772	70	
64	自治体検診に関する情報（大腸がん検診（一次））	市区町村	1,732	1,754	60	
65	自治体検診に関する情報（大腸がん検診（精密））	市区町村	1,732	1,754	60	
66	自治体検診に関する情報（肝炎ウイルス検診（一次））	市区町村	1,706	1,720	60	
67	自治体検診に関する情報（肝炎ウイルス検診（精密））	市区町村	1,706	1,720	60	
68	自治体検診に関する情報（骨粗鬆症検診（一次））	市区町村	1,654	1,663	60	
69	自治体検診に関する情報（骨粗鬆症検診（精密））	市区町村	1,654	1,663	60	
70	自治体検診に関する情報（歯周疾患検診（一次））	市区町村	1,696	1,703	60	
71	自治体検診に関する情報（歯周疾患検診（精密））	市区町村	1,696	1,703	60	
72	職業転換給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る）に関する情報	都道府県	47	47	0	
			【合計】	75,590	85,358	5,000
						6%

※1 個別データの点検を先行している「健康保険証、共済年金及び公金受取口座」は含まず。

※2 労災補償は、厚年等情報の受給状況と全件突合し、不一致が確認された事案で全件J-LIS照会を実施。

公金受取口座の誤登録

■ 事案の概要

- 公金受取口座の登録において、預貯金口座が別人のマイナンバーに紐付いた事案
※これまでのところ、誤登録による誤入金は確認されていない
16自治体22件の誤登録を把握（6/12時点）

■ 原因

- 自治体の支援窓口の端末操作において、マイナポータルからログアウトを忘れたため、次に同じ端末で公金受取口座の登録を行った方が、前に手続きを行った方のアカウントに自身の預貯金口座を登録したもの
※ 税務署が登録申請者と同姓同名の方をデジタル庁に提供したことによる誤登録が発生

■ 対策

- 新規事案の発生防止
 - ログアウトの徹底をはじめ、公金受取口座の登録支援に係るマニュアル順守の徹底などについて自治体向けに通知
 - ログアウト忘れ防止のためのシステム改修
- 既存データの総点検
 - 公金受取口座の総点検を実施（誤登録の可能性が高いもの：940件）。該当者にはマイナポータルからの閲覧不可・行政機関等への口座情報の提供停止済。口座情報の変更手続について郵送
※その他、家族等の口座を登録したと考えられるもの（約14万件）については、ご本人の口座に変更するようマイナポータルに通知

課税情報の紐付け誤り

■ 事案の概要

- 自治体（1団体）において、住民登録されていない課税対象者（住民登録外課税者）について、氏名・生年月日が同一であった別人（他の自治体に居住）のマイナンバーが紐付けされていた（1件）
- これにより、当該別人のマイナポータルにおいて、誤って紐付けられた住民登録外課税者の課税情報が表示された

- ※マイナポータルで閲覧可能であった情報は、個人が特定されるものではなかった
- ※また、誤って紐付けられた情報は、他の機関に提供されていない

■ 原因

- 当該自治体において、平成29年度に住民登録外者へのマイナンバーの一括登録作業を行った際に、最終的に紐付けられた情報が正しいかを目視で確認したが、不十分であった

■ 対策

- 事務処理状況の確認（7月中）
 - 全国の自治体の紐付けの事務処理の実情を確認
- 紐付けについての点検
 - 紐付け誤りが発生しているおそれがあるものについて、個別データの点検を行う
 - ※当該自治体においては、事案の発生を受け、他の住民登録外課税者の紐付けについても先行的に点検し、他に誤りがないことを確認済み
- 自治体の事務処理方法の見直し
 - 各種申告・申請時におけるマイナンバー記載の徹底や、マイナンバー照会法の改善を行うなど

労災年金の紐付け誤り

■ 事案の概要

- 別人の労災年金情報に紐付いた事案
1件（徳島労働局鳴門労働基準監督署）
（8/8公表予定）
※労災年金の給付額や振込先口座に誤りは生じていない

■ 原因

- 個人番号のシステム登録時にマニュアルに定める基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の照合作業を怠ったこと
- 登録誤りに気づき、修正を試みたが、マニュアルに定める手順によらなかったため、別の不具合が生じたこと
- システム上での厚生年金等の受給情報との突合にて「不一致」の表示がなされていたところ、その原因の確認及びその後の対応を怠ったこと。

■ 対策

- 新規事案の発生防止
 - マニュアルに基づく事務処理の徹底
- 既存データの総点検
 - 厚年等情報の受給情報と全件突合し、不一致が確認された事案で全件J-LIS照会を実施（紐付け誤りの生じた監督署（1署）においては、全件J-LIS照会を実施）。